



**令和6年度
保育所要覧**

銚子市第二保育所

1. 事業の目的

銚子市第二保育所は、以下の運営方針に基づき児童の保育と子育て支援を行うことを目的とします。

2. 銚子市の保育理念

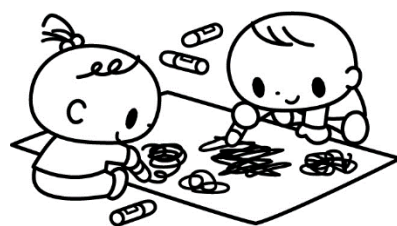
保育にあっては、子どもの人権や主体性を尊重し、児童の最善の利益のために、保護者や地域社会、関係機関と連携を図り、児童福祉を積極的に増進するとともに地域における子育て支援を行う。

3. 運営の方針

- ① 家庭との緊密な連携のもとに、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して養護及び教育を一体的に行い、個性を尊重した保育を行う。
 - ・子どもの心を大切にする保育
 - ・子どもの人権を念頭に置いた保育
 - ・子どもの視点に立った保育
 - ・子どもの持てる可能性を子ども自身の力で開花させていく保育
- ② 家庭や地域の様々な社会資源や関係機関との連携を図りながら、入所する子どもの保護者等に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う。

4. 保育の目標

- ① 元気にのびのびと遊ぶ子ども
- ② やさしさと思いやりのある子ども
- ③ よく見て、よく聞き、よく考えて行動する子ども



年齢別保育目標

0歳児	温かい雰囲気の中で個々の生活リズムを整え、気持ちよく毎日を過ごす。
1歳児	安心できる保育者との関係のもとで、自分の気持ちを素直に表し自立への欲求を満たしていく。
2歳児	保育者に見守られながら生活の中での体験を共感しあい、友だちとの関わりを楽しむ。
3歳児	保育者や友だちと遊ぶ中で、自分のしたいことや言いたいことを言葉や行動で表現する。
4歳児	保育者や友だちと遊びながら相手の気持ちを理解し、自分の思いを伝えられるようにする。
5歳児	生活や遊びの中で一つの目標に向かい力を合わせ活動し、達成感や充実感をみんなで味わう。

5. 施設運営主体

事業者の名称	銚子市
代表者氏名	銚子市長
事業者の所在地	銚子市若宮町 1 番地の 1
電話番号	0479-24-8181

6. 銚子市第二保育所の概要

施設の種類	保育所						
施設の名 称	銚子市第二保育所						
所 在 地	銚子市後飯町6番地の20						
電 話 番 号	0479-22-1559						
施 設 長 氏 名	所長 室井 とし江						
利 用 定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
	8	18	29	30	30	35	150
取り扱う保育事業	一時預かり保育						
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を定期的実施						
職員への研修の実施状況	所内研修 外部研修						
認 可 年 月 日	昭和31年2月15日						

※ 利用定員は保育士の配置等の理由により入所児童数とは異なる場合があります。



7. 施設・設備等の概要

敷地面積	全 体	2601.24㎡	
	所 庭	707.00㎡	
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造り 2階建て	
	延床面積	1390.55㎡	
施設の内容	乳 児 室	1室	34.28㎡
	ほ ん く 室	1室	76.26㎡
	調 乳 室	1室	8.34㎡
	沐 浴 室	1室	6.93㎡
	医 務 室	1室	5.22㎡
	保 育 室	4室	2歳未満児 110.54㎡ 2歳児 94.50㎡
		5室	3歳以上児 255.52㎡ 一時預かり 64.63㎡
	遊 戯 室	1室	116.12㎡
	事 務 室	1室	47.47㎡
	調 理 室	4室	調理室 71.57㎡
			その他 30.56㎡
幼 児 用 ト イ レ	3室	1階乳児用便所 11.59㎡	
		1階幼児用便所 29.22㎡ 2階幼児用便所 46.12㎡	
そ の 他	廊下・機械室等	492.22㎡	
設備の種類	冷暖房・屋上可動式プール		



8 沿革

- (1) 銚子市飯沼診療所の施設を転用し、昭和 31 年 2 月 15 日保育所認可を受けて 120 人の施設として開設した。
- (2) 昭和 32 年から昭和 34 年にかけて、保育対象児の増加のため保育室（4 室）を増築した。
- (3) 都市計画による後飯町公園整備に伴い、現在の中央交番所在地から昭和 38 年 10 月に現在地に移転し、定員 247 名の施設となった。
- (4) 昭和 45 年施設の一部を増築した。
- (5) 施設の機能低下と老朽化のため、昭和 61 年 4 月新築し、定員 190 名の施設となった。
- (6) 平成 15 年 4 月から定員を変更し、150 名の施設となった。
- (7) 平成 15 年 4 月から一時的保育事業を実施した。

9 保育所の目的と役割

当保育所は、子ども子育て支援法に基づく教育・保育施設であり、また児童福祉法に基づく児童福祉施設です。法の定めるところにより、保育を必要とするすべての児童の保育をする施設です。保育所はすべての子ども達が健やかに成長していくために『子どもの育ちと子育てを支援すること』を目的としています。また、入所した児童の心身の健全な発達を図ることを役割としています。

保育内容についても、乳児・障がい児の受入れ、時間外保育の実施など、社会情勢と地域のニーズに合わせた保育環境の整備に努めています。

さらに、平成 5 年度から地域のニーズに応じた幅広い活動を推進し、世代間交流を目的とした「老人福祉施設訪問等世代間交流事業」を実施しており、児童が人とのかかわりの中で、豊かな心をつくる心の教育に努めています。

今後は、地域に開かれた保育所を目指し、子育て支援の一環として、在宅にいる親子が在所児と一緒に遊んだり、誕生会等の行事に参加する「所庭開放」などの充実と、平成 15 年から行っている特別保育事業「一時預かり」の拡充を図っていきます。

10. 保育を提供する日

開 所 日	月曜日から土曜日
開 所 時 間	月曜日から金曜日：午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分 土曜日：午前 7 時 30 分から午後 0 時 30 分
休 所 日	日曜日、祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日 その他市長が必要と認める日



11. 保育を提供する時間(開所時間)

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

保育標準時間認定	保育時間	午前7時30分から午後6時30分
保育短時間認定	保育時間	午前8時30分から午後4時30分
	延長保育時間※	午前7時30分から午前8時30分 午後4時30分から午後6時30分

※延長保育を利用する場合は通常の保育料のほかに、市が別に定めた延長保育料が必要となります。延長料金は保育所に現金で納付して頂きます。

デイリープログラム

時 間	0・1・2歳児	時 間	3・4・5歳児
7:30	早朝保育	7:30	早朝保育
8:30	登所 健康チェック 自由遊び	8:30	登所 健康チェック 自由遊び 排泄
9:50	排泄 おやつ	10:00	水分補給(麦茶) 年齢別 クラス別保育 戸外遊び・散歩
10:10	年齢別 クラス別保育 戸外遊び・散歩	11:30	排泄・給食準備 給食(年齢によって前後します。)
11:30	排泄・給食準備 給食(年齢によって前後します。)	12:00	排泄・給食準備 給食(年齢によって前後します。)
13:00	お昼寝	13:00	お昼寝
15:00	お昼寝終了 排泄	15:00	お昼寝終了 排泄
15:30	おやつ	15:30	おやつ
16:00	自由遊び 順次お帰り	16:00	自由遊び 順次お帰り
16:30	時間外保育(室内あそび)	16:30	時間外保育 (戸外遊び・室内遊び)
18:30	時間外保育終了	18:30	時間外保育終了

主な年間行事予定

4月	5月	6月	7月
入所式 お花見 銚子TV撮影(5歳児) えいごであそぼう	定期健康診断(内科) 個人面談 保育総会・役員会 春の遠足(4,5歳児) 海の生き物ふれあい体験	歯みがき指導 歯科検診 交通安全教室 カレーライスパーティー おやこふれあい運動会(全児童) 七夕飾りつけ 保健師による性のお話	七夕の集い 夏まつり プール開き えいごであそぼう
8月	9月	10月	11月
プール遊び	現地お迎え避難訓練	おにぎりパーティー ハロウィンパーティー 交通安全教室 保育参観(4,5歳児) えいごであそぼう 生活発表会(3歳児)	定期健康診断(内科) 所外保育(お弁当献立) ディスプレイ遠足(5歳児) 生活発表会(4歳児)
12月	1月	2月	3月
生活発表会(5歳児) クリスマス会 えいごであそぼう	初詣 生活発表会(4歳児) 小学校見学(5歳児) よい子の栄養教室 交通安全教室 終了児写真撮影(5歳児)	節分豆まき 銚子TV撮影(5歳児) 公正図書館見学(5歳児) 交通安全教室(5歳児) 役員会 えいごであそぼう	ひな祭り会 おわかれ会(5歳児) 保育終了お別れの式

上記のほかに毎月、誕生会・避難訓練があります。

12. 食事の提供方法等について

- ① 食事の提供方法について
自園調理

- ② 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、土曜日を除き、毎日食事の提供を行います。

行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。

献立表は毎月マチコミで配信にてお知らせします。



	午前おやつ	昼食	午後おやつ	備考
0~2歳児	9時50分頃	11時30分	15時30分頃	
3~5歳児		12時	15時30分頃	

児童の年齢に応じ、次の時間帯に食事の提供を行います。

③ アレルギー食・その他の対応状況

アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、あらかじめご相談をしてください。その際には医師による診断書の提出が必要です。

除去食や代替食については、個別の相談や対応にも応じております。ただし、対応できない場合もあります。

④ その他衛生管理等

調理従事者に対する日々の管理、検便検査によるサルモネラ、O157等の検査を毎月行い、10月から3月までは、ノロウイルス検査も行っています。調理室の清掃及び整理整頓を実施し徹底しています。

13. 保育料その他

保 育 料	未満児 銚子市が定める保育料(市外の方は居住する市町村が定める保育料) 以上児 無償
延長保育料	午前・午後の1回利用につき各100円
給 食 費	3歳以上児 主食費500円/月・副食費6,000円/月 *令和6年度は、特例措置により主食費、副食費ともに保護者負担はありません。
絵 本 代	5歳児 470円 4歳児 490円 3歳児 440円 2歳児 420円 1歳児 410円
保育活動費	遠足等行事に係る費用(利用者実費負担)
保 育 会	有り(500円/月 集金袋 徴収)
行 事 費 等	3歳以上児 500円/月 集金袋 徴収

14. 職員体制

令和6年4月1日現在

職名	職務の内容	常勤職員	うち※ 有資格者	非常勤	うち※ 有資格者
所長	全般の管理・運営	1人	1人	人	人
保育士	児童の保育に関すること 指導計画の作成	26人	26人	人	人
管理栄養士	献立に関すること。児童 のアレルギー等に関すること	1人	人	人	人
調理員	給食調理に関すること	3人	人	人	人
事務員	保育所全般に関する事務	1人	人	人	人
嘱託医	児童の健康に関すること	人	人	2人	人

※保育士資格の有無

15. 利用の開始について

銚子市の支給認定を受け、銚子市の利用調整に基づき当保育所に入所決定された後に保育の提供を開始します。

16. 利用の終了について

以下の場合には保育の提供を終了します。

- ① 利用児童が小学校に就学したとき
- ② 保育の必要性の事由に該当しなくなったとき
- ③ 市外に転出したとき
- ④ 長期に欠席する場合
- ⑤ その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

17. 嘱託医

当保育所の嘱託医は次のとおりです。

① 内科

医療機関の名称	島田総合病院
医師名	嶋田 隆
所在地	銚子市東町5-3
電話	0479-22-5401

② 歯科

医療機関の名称	塙歯科医院
医師名	塙 浩昭
所在地	銚子市東町2-20
電話	0479-24-4048

18. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。			
避難訓練	火災・地震・津波・風水害・不審者等を想定した避難訓練を月1から2回実施しています。			
防災設備	自動火災報知機	非常警報装置	誘導灯	消火器ほか
避難場所	後飯町公園（清水小学校）			

19. 緊急時における対応

- ① 保育・教育の提供中に児童の健康状態が急変したり、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡いたします。
- ② 保護者と連絡が取れず、緊急な治療が必要と判断した時は、保育所から直接医療機関を受診することがあります。保護者にはその後の対応をお知らせします。
- ③ 独立行政法人日本スポーツ振興センターに加入しています。
保育所内で発生した不慮の事故、登降所中定められた経路を通過中に起きた事故に対して支払った医療費を助成する制度で、全員が加入します。ただし、子ども医療費助成制度などが優先して適用される場合もあります。

20. 保育内容に関する相談・要望・苦情

受付担当者	木俣 鏡子(総括)		
受付責任者	室井 とし江 (所長)		
利用時間	午前8時30～午後5時15分		
連絡先	0479-22-1559		
第三者委員	吉田 悦子 電話 25-0750	田中 英子 電話 090-7902-0510	石毛 良美 電話 090-1991-6105
受付方法	面接、電話、文書などの方法で、相談・苦情を受け付けています		

21. 個人情報の保護に関する基本方針

1. 個人情報の取り扱いについては、銚子市個人情報保護条例及び銚子市情報セキュリティポリシーによるほか、適正な取り扱い、管理の徹底に努めます。
2. 他の公的機関への情報提供を伴う事例
 - (1) 小学校、転所先への保育所児童保育要録等の情報提供
 - (2) 児童相談所・教育委員会・子育て支援課・ケース会議等への情報提供
 - (3) 児童発達支援センターへの相談・支援にかかる情報提供
 - (4) 健診、検査の実施機関・健康診断、歯科検診
 - (5) 損害賠償等にかかわる弁護士及び保険会社等への相談・説明

22. 保健衛生について

医師による健康診断(年2回)、歯科検診を(年1回)実施しています。

なお、感染症または食中毒が発生、まん延しないように、国の「保育所における感染症ガイドライン」等に基づき感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を適切に実施します。感染症が発生したときは、メールや掲示板等で随時、お知らせいたします。



23. 保育所からの連絡

- 保育業務システム「コドモン」を利用し保護者と保育所との連絡を行います。
- 月の行事予定はコドモン『行事予定』からご確認ください
- 献立表・給食だよりを配信。
- 行事の内容や子育てに必要なお知らせ、連絡等を必要に応じて配信します。
- 児童の送迎時の面談。
- 5月に個人面談週間を行います。
- コドモン連絡帳（0，1歳児）
- 支援が必要な家庭に対して電話連絡、家庭訪問を行います。



24. 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による児童への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- ① 子育て支援課・子育て世代包括支援センターすくサポとの連携
- ② 千葉県子ども虐待対応マニュアルの運用

25. 当保育所におけるその他の留意事項

当保育所では、保育会があり活動を行っています。

役員会は年3回程度開催します。



令和6年度 クラス編成表

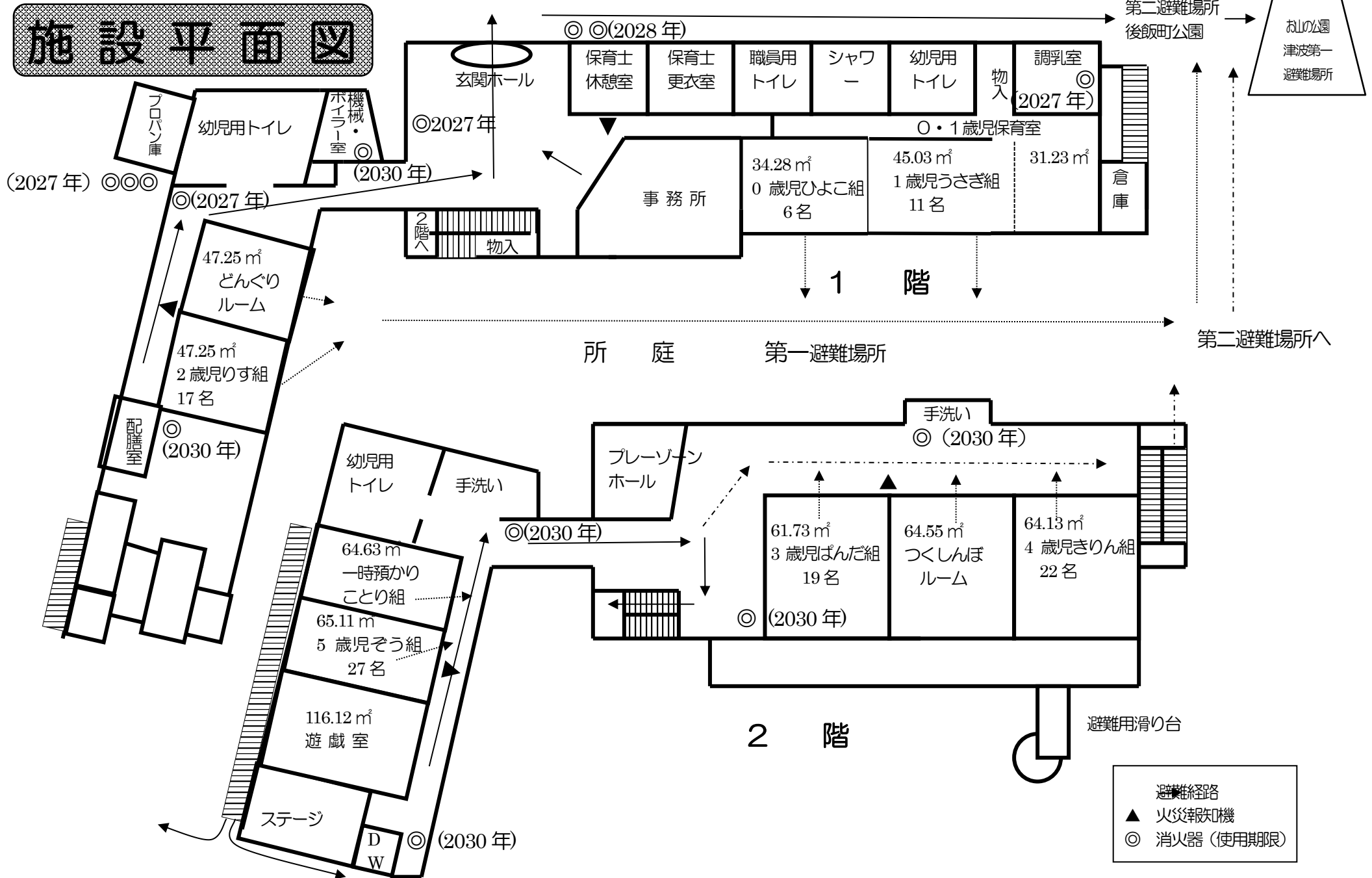
銚子市第二保育所

年齢別	組名	担任数	継続児		新入児		計	備考
			男	女	男	女		
5歳児	ぞう	3	16	11	0	0	27	
4歳児	きりん	5※	13	9	0	0	22	※会計年度任用職員 週5日 1名 週3日 2名
3歳児	ぱんだ	4※	7	11	1	0	19	※会計年度任用職員 週5日 1名 週3日 2名
2歳児	りす	5※	8	7	1	1	17	※会計年度任用職員 週5日 1名 週3日 1名 再任用週3日 1名
1歳児	うさぎ	3※	2	3	2	4	11	※会計年度任用職員 週5日 1名
0歳児	ひよこ	4※	0	0	3	3	6	※会計年度任用職員 週3日 2名
一時保育	ことり	2※						※会計年度任用職員 週5日 2名
計							102	77世帯

令和6年4月現在

津波第二避難場所
清水小学校

施設平面図



避難経路
▲ 火災報知機
◎ 消火器 (使用期限)